

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

香港

食品表示

1. 一般要件	1
2. 表示規則の免除.....	3
3. その他、食品表示に関する業者用ガイドライン	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 一般要件

香港法第 132W 章 食品及び薬品(成分及び表示)規則(Food and Drugs(Composition and Labelling)Regulations, Cap.132W, last updated 13.6.2016)は、食品製造業者および加工包装業者に対し、指定された均一かつ読みやすい方法で包装済食品にラベル表示を行うよう義務づけている。

包装済食品とは、1 つの食品として最終消費者又は飲食店に提供されるために用意された食品を含み、パッケージを開封又は変化させずには内容物を変えることのできないように包装された食品のことである。

本規則に規定された「適用除外品」を除く全ての包装済食品のラベルには、以下の情報が必要である。

(1) 食品の名称

- 包装済食品には、名称又は呼称を読みやすく記載又はラベル表示する。
- 食品の名称は虚偽的な、誤解を招く、又は欺瞞的なものではなく、食品の性質と種類を購入者に知らせることに役に立つ。

(2) 原材料のリスト

- 原材料は、食品の包装時に、「原料」、「組成」、「内容物」又は類似の意味の単語からなる適切な表題を前に付け、使用時に測定された重量または体積の大きい順に列記する。
- 包装済食品の原料の 1 つを構成する添加物は、食品添加物の国際番号システム(INS)に基づく具体的名称又はその識別番号、及び機能分類の両方を記載する。業者は又、欧州連合が E 番号システムに基づき採用している接頭辞「E」又は「e」を INS 番号とともに使用することができる。

(3) 「賞味期限(best before)」或いは「消費期限(use by)」日付の表示

包装済食品には、以下のような適切な有効期限の表示を読みやすく記載又はラベル表示する。

- 「賞味期限」の日付(中国語でも表記); 及び
- 微生物学的観点から非常に腐敗しやすく、短い期間を経て直ちに人の健康に危険を及ぼす可能性が高い包装済食品の場合は、「消費期限」の日付(中国語でも表記)。
- 英語と中国語で書かれた「消費期限」および「賞味期限」の用語の後には、食品の保存期間を示すため、当該食品の特性を保つことのできる期限日が続く。「消費期限」または「賞味期限」の日付は、アラビア数字、又は英語と中国語の両方で示す。日、月および年はどの順番で示してもよいが、中国語と英語の両方で正しい順序を明確に示さなければならない。具体的な詳細については本規則を参照のこと。
- 急速冷凍された食品及び保存期間が 18 か月を超えるいずれの食品も、「賞味期限」を表示する義務がある。

(4) 保管のための特別条件又は使用説明の記述

品質を保つために保存に特別な条件が求められる場合、又は包装済食品の使用に特別な指示が必要な場合は、記述をラベル上に読みやすく記載する。

(5) 製造業者又は加工包装業者の名前と住所

包装済食品には、以下の場合を除いて、製造業者又は加工包装業者の正式な名前と住所を読みやすく記載又はラベル表示する。

- パッケージに、原産国の表示、ならびに香港における流通業者またはブランド所有者の名前および住所が記されているとともに、原産国における当該食品の製造業者または加工包装業者の住所を食物環境衛生署(食物及衛生局)(Food and Environmental Hygiene Department, FEHD)の署長に書面で通知する。
- パッケージに、原産国の表示、及びその国における製造業者または加工包装業者を特定するコード標識が記載またはラベル表示されており、当該コード標識および製造業者の詳細を FEHD の署長に書面で通知する。

(6) 数量、重量、又は体積

食品ラベルには、食品の数量、正味重量、又は正味体積が表示される。表示の目的で許可される測定単位には、メートル

ル法、ヤード・ポンド法、及び中国の単位が含まれる。

(7) 適切な言語

包装済食品への記載又はラベル表示は、英語または中国語、もしくはその両方で行うことができる。包装済食品へのラベル表示又は記載において両方の言語が使用される場合は、食品の名称、栄養表示及び原料リストを両方の言語で記す。

(8) 遺伝子組換え食品の表示

現在のところ、HKG には遺伝子操作された(GE)食品の表示に関する規制はない。香港政府は、食品の安全性を規制する上で、従来の食品と GE 食品を区別していない。

GE 食品に関する HKG の立場は、自主的な表示の実践を業界に奨励することであり、自主的な表示に対するガイドラインは 2006 年に制定され、以下の 4 つの原則に基づいている。

- GE 食品の表示は既存の食品法に準拠している。
- 表示目的のガイドラインで適用される閾値は、個々の食品成分について 5%である。
- 食品の成分、栄養価、抗栄養因子のレベル、天然毒性、アレルゲンの存在、使用目的、動物遺伝子の導入等、食品に重大な変更が行われた場合には、食品ラベルへの追加申告が推奨される。
- GE フリー、GE 成分不使用等の表示は特に推奨されない。

(9) 栄養成分表示

香港では、香港で販売されるすべての包装済み食品に栄養表示を義務付けており、エネルギーに加えてたんぱく質、炭水化物、脂肪、飽和脂肪、トランス脂肪、ナトリウム、糖類の 7 つの栄養素を表示しなければならない。年間販売個数が 3 万個未満の製品は、栄養表示をしていないことを条件に、少量生産の免除を申請することができる。

栄養表示規制は、粉ミルクや生後 36 ヶ月未満の子供が食べることを目的とした食品、その他の特別食用食品には適用されない。

香港の栄養表示規制は独自のものであり、輸入された全て食品には、全ての供給源から栄養表示がなされており、香港市場向けに再表示しなければならない。

(10) アレルゲンを含む食品の表示

香港法第 132W 章 食品及び薬品(成分及び表示)規則(Food and Drugs(Composition and Labelling)Regulations, Cap.132W, last updated 13.6.2016)別表 3(包装済食品のマーク及び表示)第 2 項(原材料リスト)4E(a) では、食品製造業者及び加工包装業者に対し、食品が以下の物質のいずれかで構成されるか、これを含有する場合は、当該物質の名称を原料リストに明記することを義務づけている。

- グルテンを含む穀物(すなわち小麦、ライ麦、大麦、カラス麦、スペルト小麦、又はこれらの交配種、及びこれらの製品)
- 甲殻類及び甲殻類製品
- 卵及び卵製品
- 魚及び魚製品
- ピーナッツ、大豆、及びこれらの製品
- 乳及び乳製品(ラクトースを含む)
- ナッツ及びナッツ製品
- 食品が亜硫酸塩で構成されるか亜硫酸塩を含み、その濃度が 10 ppm 以上の場合は、亜硫酸塩の機能分類及び名称を原料リストに明記するものとする。

2. 表示規則の免除

次の食品分野は表示規則を免除される。

- 単品として販売することを意図した個別包装の菓子製品及び果実加工品、
- 即時の消費を目的に飲食店で販売される包装済食品、及び
- アルコール度数が 10%以上のワイン、果実酒及びその他の飲料。
- アルコール度数が 1.2%超 10%未満のアルコール飲料に関しては、耐久期間を飲料に表示しなければならない。これ以外の全ての表示要件は免除される。

◇ 少量免除申請のガイド(Guide to Application for Small Volume Exemption)

「少量免除方式」(SVES)では、香港における同一バージョンの食品の年間販売量が 30,000 個以下であると香港食物環境衛生署(FEHD)署長が認めた場合、FEHD は包装済食品について栄養表示規定の免除を認めることがある。

3. その他、食品表示に関する業者用ガイドライン

◇ 判読可能な食品ラベル作成に関する業者用ガイドライン(Trade Guidelines on Preparation of Legible Food Label)

この一連のガイドラインの目的は、業者が食品ラベルで判読可能な情報を提供するように支援することである。食品ラベルは、食品情報に関して製造業者と消費者との間の重要なコミュニケーション手段であるため、製品の最重要情報が適切に提示された判読可能な食品ラベルにより、情報に基づく消費者の選択が促進される。当局はこのほか、食品および薬物(成分および表示)規則(第 132 W 章)で定められた食品ラベルの判読性要件の解釈について本ガイドラインで述べている。

◇ 包装済食品の栄養表示における一人前の分量に関する業者用ガイドライン(Trade Guidelines on Serving Size of Prepackaged Food For Nutrition Labelling)

食品および薬物(成分および表示)規則(第 132 W 章)によれば、別段の除外規定がない限り、すべての包装済食品には栄養表示が必要である。栄養表示におけるエネルギーおよび栄養素含有量情報は、100 g/mL 当たり、1 包装当たり、または一人前当たりで示すことができる。「一人前当たり」の提示は消費者にとって栄養素摂取に関する有用な情報である。しかし、香港では一人前の分量の定義がない。標準的な一人前の分量が存在しないため、同じ種類であっても製品によっては一人前の分量がかなり異なる場合があり、消費者の混乱を引き起こしかねない。この一連のガイドラインの目的は、適正実施を促進するため、業者が栄養表示目的で包装済食品の一人前の分量の情報を提供するように促進し支援することである。

◇ 表示、アレルギー誘発性食品、食品添加物、及び日付書式に関するガイドライン(Labelling Guidelines on Food Allergens, Food Additives and Date format)

これらのガイドラインは、一般参照として表示目的のみに使用されるよう意図されている。包装済食品の表示に適用される法規定の詳細については、第 132 W 章食品および薬物(成分および表示)規則を参照されたい。